

## 新潟市都市計画マスタープランの改定について

## ◎都市計画マスタープラン（以下、「都市マス」）の位置づけ

都市計画法第18条の2に基づく市の都市計画の基本的な方針であり、市政全般の総合計画と、新潟県が定める県の都市計画の方針に即して定めている。

⇒都市マスは、市の総合計画で位置づけられた様々な分野の施策のうち、都市計画によるまちづくり分野を受け持つ基本方針

## ■「都市マス」見直しの必要性

○新潟県の都市計画区域マスタープラン改定を見据えた見直し

- ・新潟県が「都市マス」の広域計画である「都市計画区域マスタープラン」の見直し作業を進めており、その方向性や考え方に即した見直しを行う。

○「都市マス」策定から10年以上が経過

- ・社会・経済情勢など本市を取り巻く環境の変化（人口減少、高齢化、自然災害の激甚化、まちなかのスポンジ化等）に対応するため、今後を見据えた改定を行う。

## ■今後の進め方

○有識者で構成される「都市計画マスタープラン策定検討委員会」を設置し、令和3年度でとりまとめる予定

○都市計画審議会及び市議会へ随時、報告しながら、市議会にて議決を予定

## ■各区自治協議会へのお願い

○「都市マス」の改定に当たり、各区の区づくりの方針である「区別構想」を策定する予定。この策定に当たりご意見をお願いしたい。

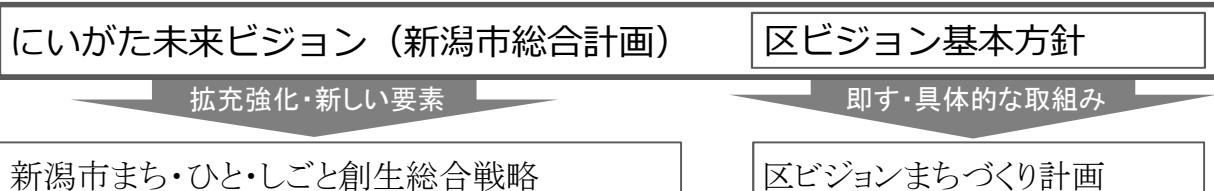
※ 現在の都市マスにおける「区別構想」は、別添のとおり

○スケジュール

概ね年内中に区別構想の素案を提示しますので、意見聴取をお願いします。

# 都市計画マスタープランの位置づけと構成

## 市政全般(新潟市計画)



## 広域計画（新潟県計画）

新潟都市計画区域 マスタープラン

即す

即す

### 各分野

#### 都市計画

都市計画マスタープラン

#### 交通

にいがた都市交通戦略プラン

#### 住宅

新潟市空き家等対策計画

#### 産業

新潟市企業立地プラン

#### 公共施設等

新潟市財産経営推進計画

#### 福祉

新潟市地域福祉計画

#### 防災

新潟市国土強靱化地域計画

#### 景観

新潟市景観計画

⋮

### 都市計画

## 新潟市都市計画基本方針 (都市計画マスタープラン)

住宅・工業・商業の土地利用や、道路、公園、下水道などの都市施設に関する まちづくりの基本方針

**全体構想** 市全域を対象とした長期的な展望を示す

- ・人口減少社会に適合したまちづくり
- ・災害に強いまちづくり

**8つの区別構想** 区を対象とした将来像と方向性を示す

- ・区として特に力を入れて取り組むことを明示

即す

#### 個別施策・事業

- 土地利用における規制・誘導
- 都市施設の整備

